

## 栗東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月24日

栗東市監査委員 井之口 秀行  
栗東市監査委員 小 竹 庸 介

### 定期監査結果

#### 1. 監査の概要

##### (1) 監査対象部署および実施時期

①各幼児園・保育園・幼稚園 平成30年5月 8日 ～ 平成30年5月29日

②市立小学校9校・中学校3校、事務支援センター

平成30年7月12日 ～ 平成30年8月 7日

##### (2) 監査対象とした事項及び範囲

予算執行状況及び事業実施状況、その他の事務一般

##### (3) その他監査の目的または着眼点

監査対象部課等における財務事務及び事務事業等について、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に行われているか、適法性・合理性・効率性を主眼点として実施した。対象部課から監査資料及び関係諸帳簿等の提出を求め、関係職員からの説明により栗東市監査基準に基づき実施した。

なお、栗東中学校区以外の各幼児園・保育園・幼稚園、小学校・中学校、事務支援センターについては、提出資料に基づく書面審査とした。

#### 2. 監査の結果

財務に関する事務について、概ね適性であると認められた。

なお、所見事項は次のとおりである。

##### 幼児園・保育園・幼稚園

○園内での、公金及びそれに準ずる会計の取扱については、担当者だけでなく必ず複数の職員によってチェックを行われたい。また、調書（通帳含む）について整備をされたい。

○各園において経営管理計画を作成されているので、この計画書を活用して学区内の保幼及び小中学校とも情報共有を図れるよう工夫されたい。

## 幼 児 課

- 園内での、公金及びそれに準ずる会計の取扱については、担当者だけでなく必ず複数の職員によってチェックを行う体制をとるよう、指導されたい。また、調書（通帳含む）について整備をされるよう指導されたい。
- 各園において経営管理計画を作成されているので、この計画書を活用して学区内の保幼及び小中学校とも情報共有を図れるよう工夫されたい。

## 小学校・中学校 共通

- 学校内での公金及びそれに準ずる会計の取扱・出納事務について、担当者だけでなく複数の職員によるチェック体制の確立とともに、管理職による内部監査を適時実施されたい。また、調書等の書類についても一部に不備が見受けられたので、十分留意して作成、整備されたい。
- 各小中学校において経営管理計画を作成されているので、この計画書を活用して、学区内の保幼及び小中学校とも情報共有を図れるよう工夫されたい。

## 事務支援センター

- 事務支援センターは、市内各小中学校の学校運営の円滑化と学校教育活動の充実に寄与されている。今後も、更なる事務の軽減・効率化を図られることを期待する。

## 学校教育課

- 学校内での公金及びそれに準ずる会計の取扱・出納事務について、担当者だけでなく複数の職員によるチェック体制の確立とともに、管理職による内部監査を適時実施されるよう指導されたい。また、調書等の書類についても一部に不備が見受けられたので、十分留意して作成、整備されるよう指導されたい。
- 各小中学校において経営管理計画を作成されているので、この計画書を活用して、学区内の保幼及び小中学校とも情報共有を図れるよう工夫されたい。

## 付 記

上記の監査事項については、監査委員小竹庸介の前任である寺田範雄氏（平成30年6月4日退任）が執行に関与している。

以 上